

第1章 総論

1 計画策定の背景と趣旨

近年の社会状況は、少子高齢化、国際化、情報化、環境問題など、急激に変化しています。教育分野においても学校におけるいじめ・不登校や非行問題行動、学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などさまざまな問題が生じています。

このような状況により、国は教育の在り方を根本にまでさかのぼって見直すことが必要であるとして、「21世紀を切り拓く、心豊かでたくましい日本人の育成」を目指した教育改革を進めていくため、平成18年12月に約60年ぶりとなる教育基本法の改正を行いました。

改正された教育基本法では、これまで掲げてきた人格の完成、個人の尊厳などの普遍的な理念は継承しつつ、新たに「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間」、「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことを明確にし、そのような教育を実現するために必要な教育の目標や生涯学習の理念等が規定されました。

教育基本法第17条では、国に教育の振興に関する施策の総合的な計画(教育振興基本計画)を策定することが義務付けられ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育の振興に関する計画を策定するよう努めなければならないとされました。

本市では、こうした教育を取り巻く状況を踏まえ、第三次川越市総合計画や教育分野における個別計画を策定し教育施策を推進してまいりましたが、今後より一層の推進を図るため、本市の教育の方向性を示す「川越市教育振興基本計画」を策定するものです。

改正された教育基本法（平成18年12月22日施行）

教育振興基本計画は第17条に規定されています。

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく川越市における教育の振興を図るための「川越市教育振興基本計画」として位置付けるものです。

また、第三次川越市総合計画を上位計画として、総合計画の個別計画として策定されている生涯学習や生涯スポーツなどの分野別計画との整合性を図り、本市の教育振興のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

第三次川越市総合計画

川越市教育振興基本計画

〔教育分野における個別計画〕

第二次川越市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

川越市文化芸術振興計画

第三次川越市国際化基本計画

第二次川越市生涯スポーツ振興計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間とします。

4 教育を取り巻く社会状況の変化

〔少子高齢化〕

近年、少子高齢化の進行により人口構造が大きく変化し、年少人口の減少、老年人口の増加が顕著になっています。

少子化の進行に伴って、集団生活の体験が不十分な子どもが増加しています。また、核家族化により子育ての知恵が継承されず、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。このような状況の中で、子どもたちの豊かな人間性を育むためには、家庭の教育力の回復と地域社会で子育てを支援していくことが求められています。

また、高齢化においては、高齢者が家庭や地域で生きがいを持って健康で暮らしていくために、多様な学習機会や健康を維持するための機会等の充実が求められています。

〔国際化と情報化〕

食糧や資源の確保など国際競争が激しさを増すとともに、ICT(情報通信技術)の進展もあり、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が加速しています。

このような社会・経済面での国際化に対応するため、国際的な視野を持ち、国際社会において力を発揮することができる人材の育成が求められています。

一方、地域の国際化の進展に伴い、外国籍市民との相互理解など多文化間の共生が強く求められるようになっていきます。

また、ICTの普及とともに、情報セキュリティや情報モラルの確保などへの対応が求められています。

〔科学技術の進歩と環境問題〕

科学技術の進歩は、人々に生活の便利さや豊かさをもたらし、産業や社会の発展の原動力となっています。今後、より高いレベルへと発展させていくためには、その担い手となる人材を育成する必要があります。

一方、科学技術の進歩は、地球環境にも影響を与え、温暖化などさまざまな環境問題が生じています。

このため、人々の幸福の増進につながる科学技術の進歩や、環境保護に関する理解が求められています。

〔学校教育〕

社会が急激に変化している中、次代を担う子どもたちの自立と健やかな成長をサポートしていくためには、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことが最も重要です。その具体的な手法として、新学習指導要領が、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面実施され、高等学校や特別支援学校では、実施スケジュールに準拠して実施されます。学校においては、新学習指導要領への円滑な移行ができるよう、積極的な取組が求められています。また、中央教育審議会初等中等教育分科会では、現行の40人学級編制の標準の引き下げが言及され、今後、国の動向を注視しつつ、少人数指導や学校施設のあり方についても検討する必要があります。

このほか、いじめ・不登校問題の解決に向けた重点的な取組、勤労観・職業観を育てるキャリア教育の推進、児童生徒の健全育成に向けた心の教育、コンピュータを活用したICT教育の推進、外国語活動及び国際理解教育の推進などについて取り組んでいく必要があります。

学校施設については、子どもたちが一日の大半を過ごす場であるとともに、災害時には市民の避難場所となるなど重要な役割を担っていることから、校舎等の耐震化、老朽化への対応が求められています。

〔生涯学習〕

社会の大きな変化の中で、一人ひとりが、直面する困難な諸課題に立ち向かい、自ら乗り越えていく力を育むことが求められ、そのためには、一人ひとりが生涯にわたって学び続け、スポーツに取り組み、また、文化芸術活動などの生涯学習に取り組み、生きがいを持って生活することが必要とされています。

こうした市民一人ひとりが、生涯にわたり自ら意欲を持って学び、楽しむための活動の場の確保、情報提供、機会の充実などが求められています。

また、生涯学習では自分のための学習であると同時にその成果を社会に還元していくことも期待されており、そうしたしくみづくりが求められています。

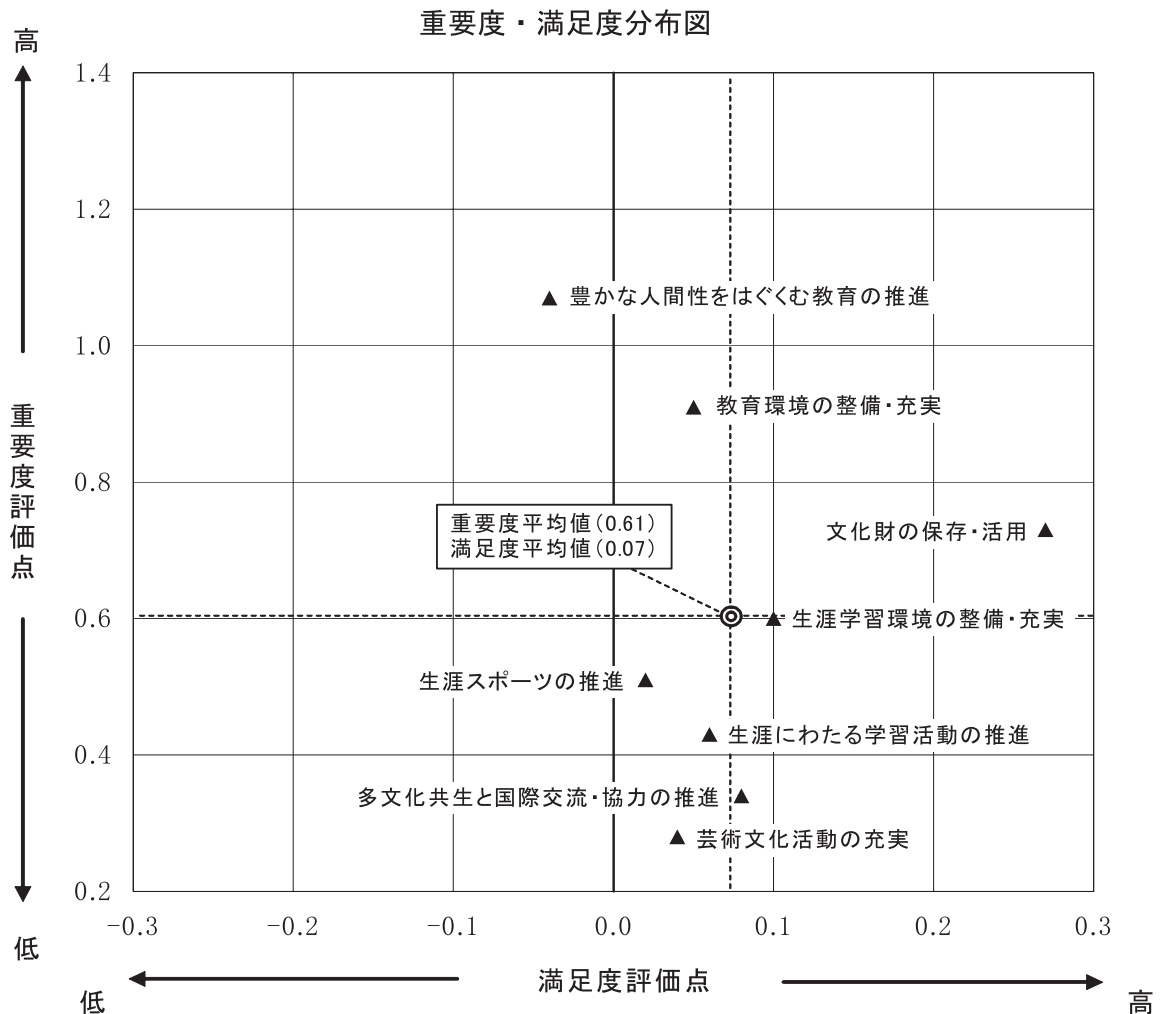
5 本市教育の状況

1 「施策の重要度」と「現在の満足度」の評価分布図

本市の教育について、平成20年7月に実施した川越市市民満足度調査報告書より、教育分野の調査結果(第三次川越市総合計画第2章の教育・文化・スポーツについて8施策)を抜粋掲載します。

満足度・重要度の比較をより明確にするために、下記の計算式にあるように数段階の評価に点数を与え評価点を算出し、満足度評価と重要度評価を相関させた分布図を作成した。

$$\begin{aligned} \text{重要度評価点} &= (\text{「重要である」} \times 2 \text{点} + \text{「まあ重要である」} \times 1 \text{点} + \text{「あまり重要でない」} \times \blacktriangle 1 \text{点} \\ &\quad + \text{「重要でない」} \times \blacktriangle 2 \text{点}) \div \text{回答者数} \\ \text{満足度評価点} &= (\text{「満足である」} \times 2 \text{点} + \text{「やや満足である」} \times 1 \text{点} + \text{「やや不満である」} \times \blacktriangle 1 \text{点} \\ &\quad + \text{「不満である」} \times \blacktriangle 2 \text{点}) \div \text{回答者数} \end{aligned}$$



※各施策の調査結果を、資料として掲載しています。(76 ページ参照)

2 学校教育の状況

(1) 学力について

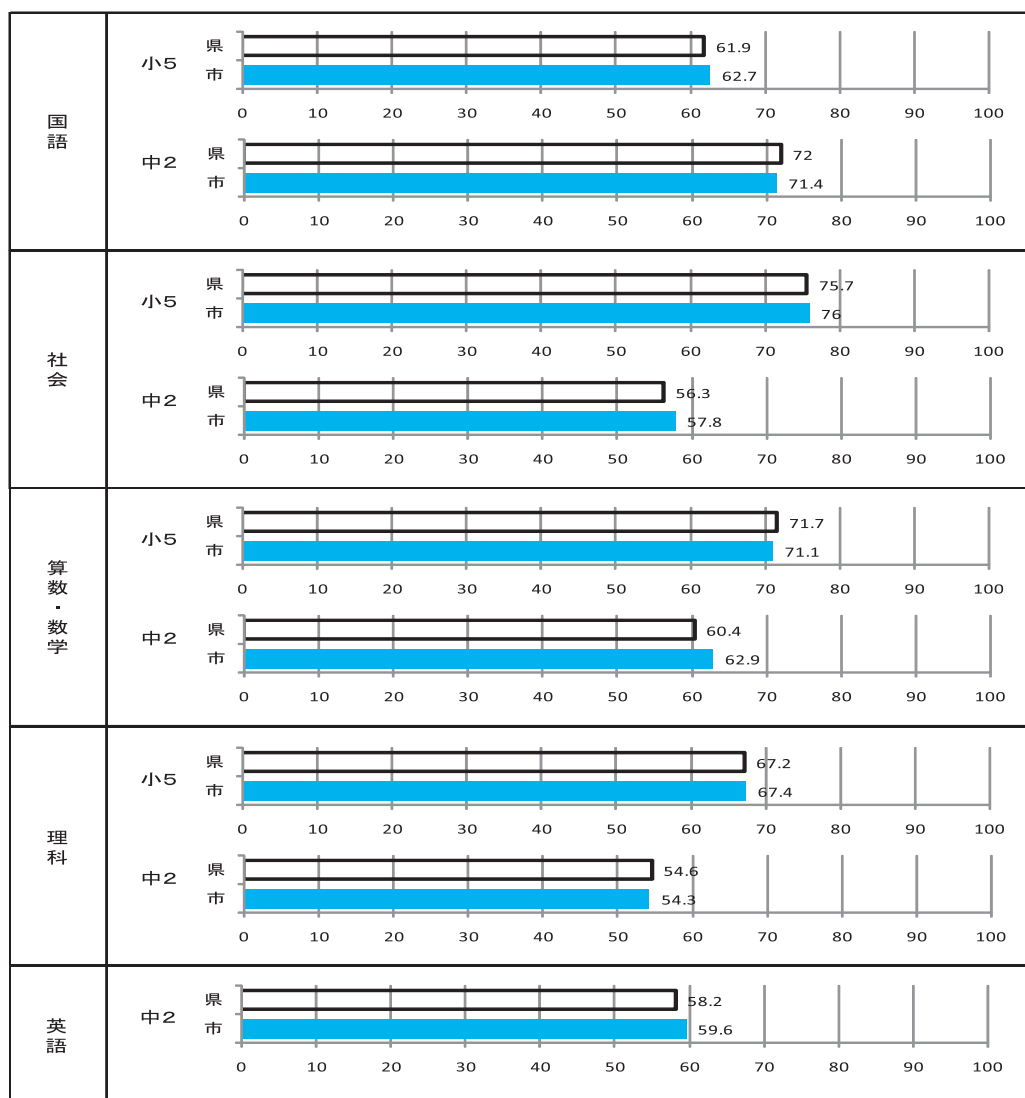
平成19年度から小学校6年生・中学校3年生を対象に実施した全国学力・学習状況調査の結果は、小学校では、国語・算数ともに知識・活用問題で全国平均を上回っており、中学校では、国語の知識・活用問題、数学の知識・活用問題で、ほぼ全国平均と同率です。

また、埼玉県の小学校5年生・中学校2年生を対象とした学習状況調査の結果は、ほぼ県平均と同率です。

更に、本市で実施している標準化された学力検査では、学年、教科によって若干の相違はありますが、ほぼ全国平均と同等あるいはやや上回る程度です。

【参考】

<埼玉県小・中学校学習状況調査(平成22年度)より>



※数値は、各教科とも4～5観点の平均値として算出

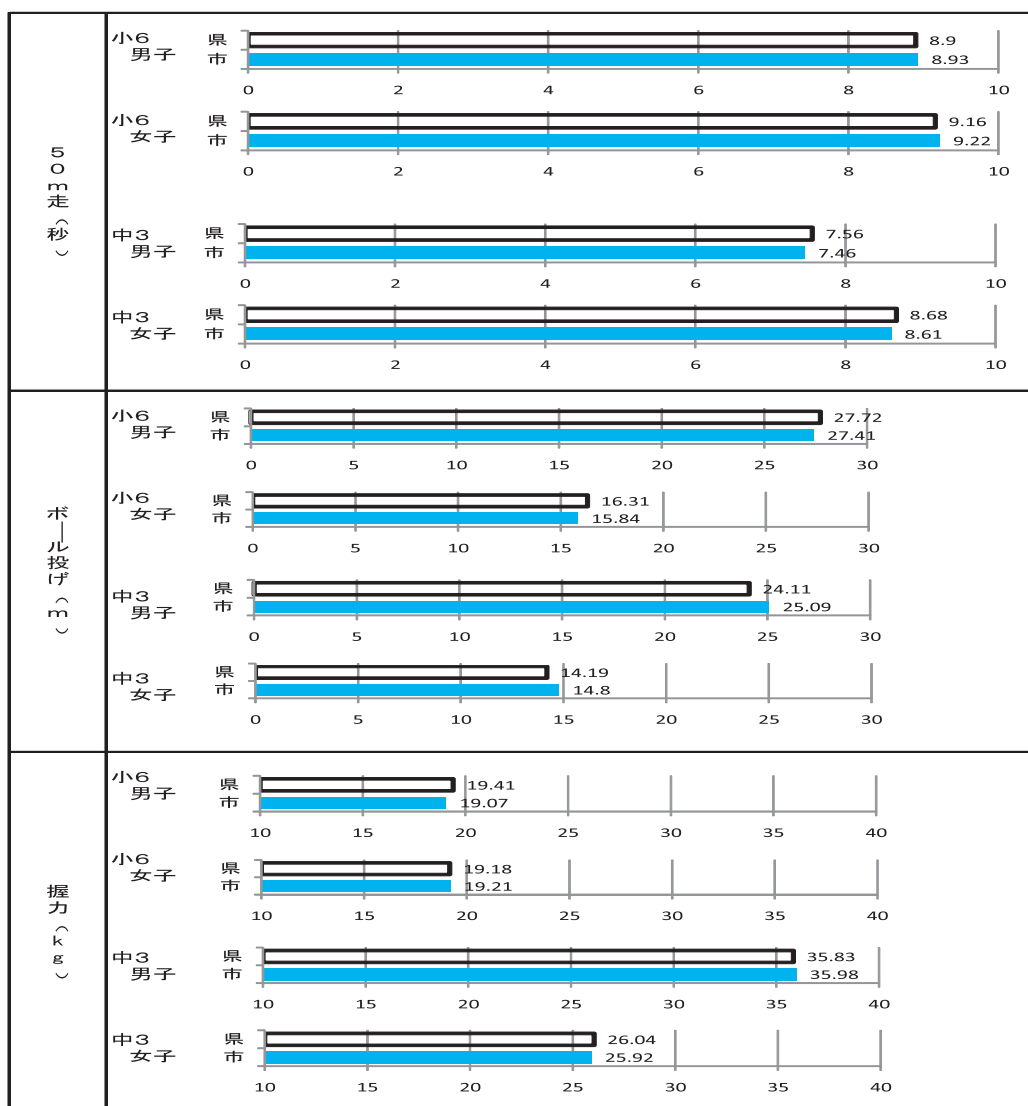
(2) 体力について

本市児童生徒の平成21年度の体力の現状は、小学校では、男女ともに、上体起こし、20mシャトルラン、ボール投げにおいて、多くの学年で向上が見られます。しかし、全体的に県平均値には、もう一歩という現状です。

また、中学校では、男女とも50m走、ボール投げについて全ての学年が県平均値を上回っています。しかし、柔軟性、敏捷性、持久力については、男女ともにやや下回っています。

【参考】

＜児童・生徒の「新体力テスト」平均値(平成21年度)より＞



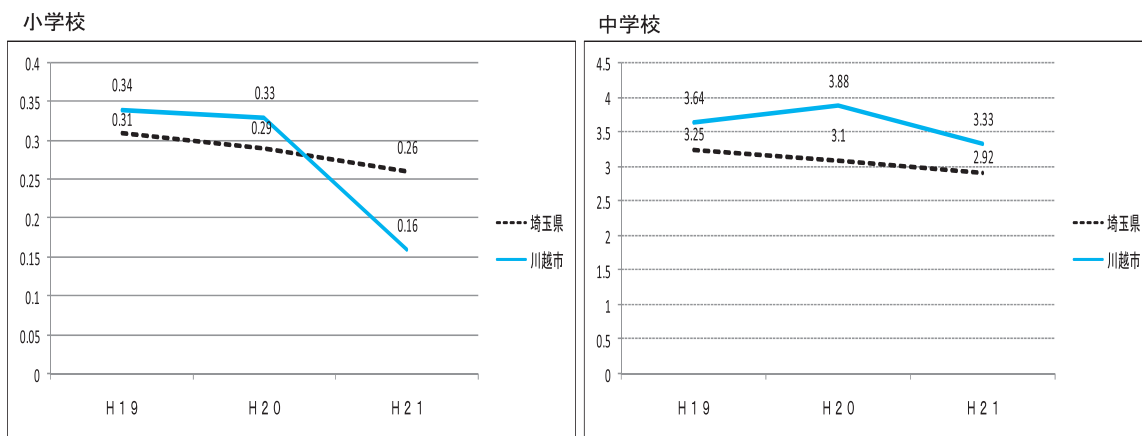
(3) 不登校について

年間30日以上学校に登校できない不登校児童生徒の出現率は、小学校では、県平均を上回っていましたが、平成21年度には、県平均を0.1ポイント下回りました。

また、中学校では、平成18年度までは、県平均を下回っていましたが、平成19年度から、県平均を上回り、喫緊の課題になっています。

なお、不登校となったきっかけとしては、友人関係をめぐる問題、極度の不安、無気力、怠学等の理由が多い状況です。

<不登校児童生徒の年間出現率(%)>



※何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、1年間に30日以上学校に登校できない児童生徒の割合

6 基本理念と3つの目標

教育を取り巻く社会状況の変化や本市教育の状況を踏まえ、教育振興基本計画の基本理念を次のとおり定めます。

生きる力と学びを育む川越市の教育

教育は、人と人とのふれあい、人と自然とのふれあい、人と社会とのふれあいの中で、自らの生き方について考え、実践をしていく力を養うために重要な役割を果たしています。

学校教育は、児童生徒が基礎・基本を徹底して「学び」、確かな学力を育成することにより児童生徒の個の能力を伸ばして自立した人間を育てること、また、学校内外の活動の中で多様な体験をして社会性を磨き、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成することが求められています。

市民一人ひとりには、生涯を通じて「学び」、主体的に「生きる力」を高めていくため、興味関心に応じた生涯学習や生涯スポーツに取り組むことが求められ、更に学習の成果を地域社会に還元できるシステムを構築し、学校教育を支援していく力となることも期待されています。

第三次川越市総合計画では、「教育・文化・スポーツ」分野の基本目標を「学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち」としています。このまちづくりを実現するため、児童生徒をはじめ市民総ぐるみで常に「学び」、変化の時代の中で「生きる力」を身に付けることにより、豊かな市民社会の実現を目指し、本市の教育振興基本計画の基本理念を「生きる力と学びを育む川越市の教育」とします。

【参考】

「生きる力」について

平成20年3月に告示された学習指導要領に関する文部科学省パンフレット「生きる力・学習指導要領がかわります」では、

- ①基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
 - ②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
 - ③たくましく生きるための健康や体力
- などとしており、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランス良く育てることが大切であるとしている。

本市の教育の基本理念を踏まえ、次に3つの目標を掲げます。

1 次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成

子どもたちが、変化の激しい社会を意欲的にたくましく生き抜くためには、基礎的な知識や技能を習得し、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むことが重要です。

そのため、中核市としての本市独自の教職員研修体系の充実を図り、教職員の資質を向上させ、学習内容・学習方法の工夫改善をし、分かりやすい授業を展開していきます。

また、子どもたちの体験を豊かにするため、地域社会と一体となった特色ある学校づくり、豊かな「学び」を保障する学校環境の向上、校種間連携等を推進します。

これらの取組を通して、「次代を担いたくましく生きる児童生徒の育成」を目指します。

2 ふれあいと思いやりのある地域社会の実現

子どもたちが基礎的・基本的な知識や技能を習得し、地域社会を構成していく市民としての資質を身に付けていくためには、地域に暮らす異年齢や異世代の人たちと、大いに交流するとともに、自然とのふれあいを通して、自然に対する畏敬の念などを醸成していくことも必要であり、その中で思いやりのある心も育まれます。

また、基本的人権は憲法に保障された権利であり、市民一人ひとりが人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた教育・啓発を図るとともに、学校や地域における人権教育指導者の養成を通して、人権教育を推進します。

これらの取組を通して、「ふれあいと思いやりのある地域社会の実現」を目指します。

3 心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現

市民一人ひとりが、自発的な意思に基づいて行う、生涯学習、文化芸術活動、スポーツ活動、国際協力等に関わる活動は、個人の生きがいを高めるだけでなく、人と人とのふれあいを加速度的に広げていきます。

また、川越は小江戸と呼ばれ、伝統文化の息づく街であり、この伝統文化を支援活用することにより、地域のコミュニティ意識を高めていくことが期待されています。

更に、学習や活動の成果を地域社会や学校教育への支援として還元していくことができれば、地域の活性化に結び付いていきます。

これらの取組を通して、「心豊かで生きがいを持てる市民社会の実現」を目指します。

7 5つの方向性

本市の基本理念を踏まえ、第三次川越市総合計画に沿った5つの方向性を基に、施策を推進します。

I 生きる力を育む学校教育の推進

将来を担う児童生徒の「生きる力」を育むため、教育内容と教育方法の工夫改善などにより、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実を目指すとともに、社会の変化に対応した教育環境の整備・充実を図ります。また、家庭、地域と学校の連携を深めます。

II 活力ある地域を創る生涯学習の推進

市民の誰もが生涯を通じて、それぞれの関心と必要に応じた学習を行い、自分自身の生きがいの追求や暮らし方を再発見できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。更に、その学習成果を地域で生かせるしくみをつくり、市民と行政の協働による活力ある地域を創造していきます。

III 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

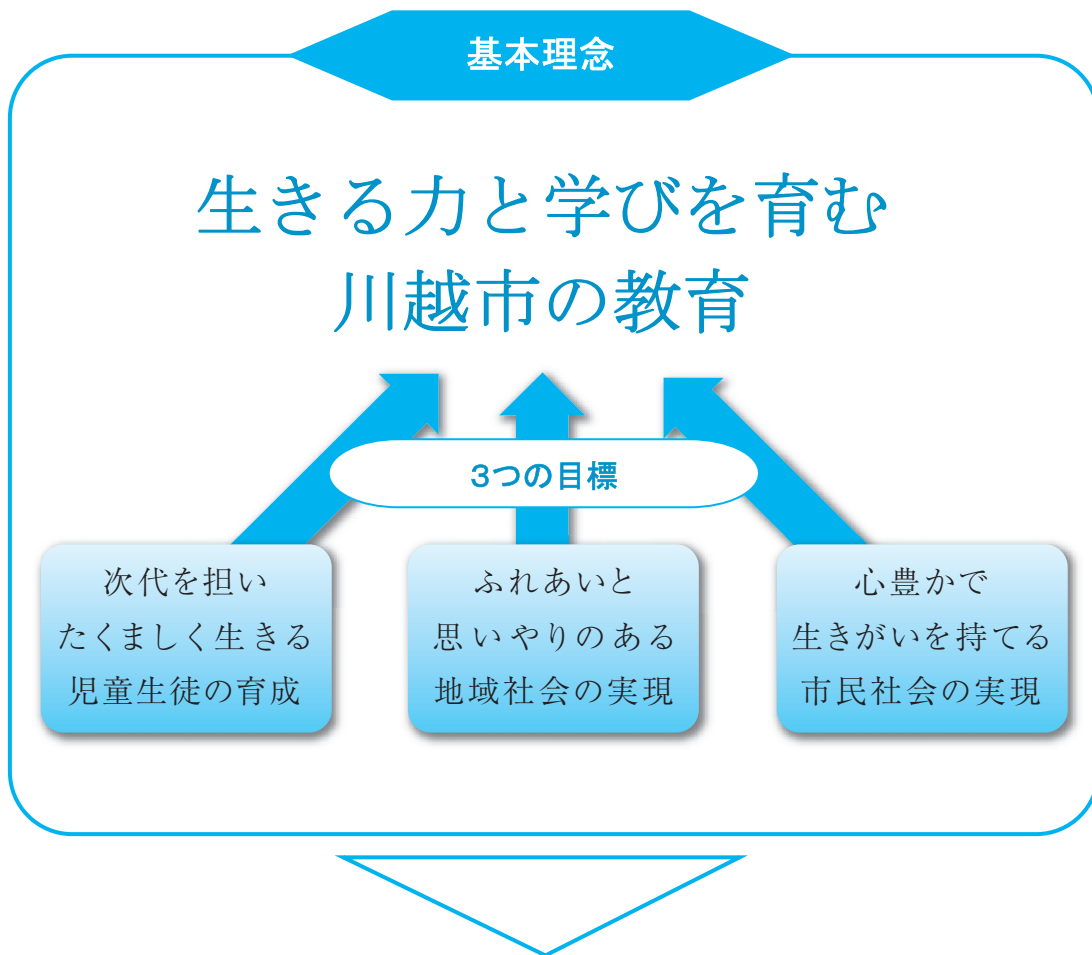
先人から受け継いだ豊かな歴史的文化は、本市の誇りであり市民の宝です。これを次世代に継承するとともに、新たな芸術文化を創造するため、市民の芸術文化活動を支援します。また、身近なところで芸術文化に親しめる環境を整えていきます。

IV 多文化共生と国際交流・協力の推進

外国籍市民を含めたすべての市民が共生する多様性に富んだ地域社会を築くために、お互いの文化や価値観を正しく理解できるよう支援するとともに、市民の国際理解を促進し、国際感覚に優れた地球市民の育成に努め、国際交流から国際協力への進展を目指します。

V 生涯スポーツの推進

市民が身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、これらを通して心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。



〔5つの方向性〕

- I 生きる力を育む学校教育の推進
- II 活力ある地域を創る生涯学習の推進
- III 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造
- IV 多文化共生と国際交流・協力の推進
- V 生涯スポーツの推進

9 施策体系

◎印は計画期間内に重点的に取り組む施策です。

方向性Ⅰ－生きる力を育む学校教育の推進

施策	施策の柱	細施策
1 生きる力と豊かな人間性を育む教育の推進	◎(1)確かな学力の育成	①学力向上対策の推進 ②市独自の少人数学級編制の推進
	(2)教育に関する3つの達成目標の推進	①学力(読む・書く・計算)向上の推進 ②規律ある態度の育成 ③体力向上の推進
	◎(3)校種間連携の推進	①小学校・中学校連携の推進 ②中学校・市立川越高等学校連携の推進 ③幼稚園・保育園・小学校連携の推進
	(4)生徒指導の充実	①道徳教育の充実 ②いじめ・不登校対策の推進 ③教育相談の充実 ④関係機関との連携事業 ⑤いきいき登校サポートプランの推進
	(5)進路指導・キャリア教育の充実	①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実
	(6)科学体験活動の推進	①科学わくわくラーニングプログラム事業の推進
	(7)地域に開かれた特色ある学校づくりの推進	①学校評議員制度の充実 ②地域人材活用事業の充実 ③日本語指導ボランティアの充実
	◎(8)教職員の資質向上	①経験・職能別研修の充実 ②管理職等研修の充実 ③奨励研修の充実 ④かわごえ異業種体験研修事業の推進 ⑤大学等進学指導力向上研修の推進
	(9)特別支援教育の充実	①就学支援委員会の充実 ②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実 ③特別支援教育の理解・啓発の推進 ④市立特別支援学校のセンター的機能の充実
	(10)英語教育・外国語(英語)活動及び国際理解教育の推進	①英語指導助手(AET)の配置事業の充実 ②小学校外国語活動の推進 ③中学校英語教育の充実 ④国際理解教育の推進
	(11)情報教育の推進	①ICT教育の推進 ②情報モラル教育の推進 ③コンピュータ施設・設備の充実と活用
	(12)読書活動の推進	①読書活動啓発推進事業 ②図書館司書による読書活動の推進 ③図書館から学校への団体貸出の推進
	(13)健康の保持増進と安全・体力向上の推進	①学校保健活動の推進 ②安全・安心の推進 ③体力向上の推進
	(14)学校の評価充実	①人事評価の充実 ②学校評価の充実
2 安全・安心で質の高い教育を支える教育環境の整備・充実	◎(1)学校施設の整備・充実	①学校施設の耐震化の推進 ②大規模改造工事等学校施設の整備の推進
	(2)小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化	①小・中学校の通学区域・規模等の検討
	(3)学校図書館の充実	①司書教諭・図書整理員の配置 ②蔵書の充実
	◎(4)学校給食の充実	①食育の推進 ②給食内容の充実 ③学校給食施設の整備
	(5)市立川越高等学校の改革・充実	①市立川越高等学校将来構想の検討と推進
	(6)教育センターの充実	①教育センターの整備・開放の充実 ②家庭・地域との連携研修の充実

方向性Ⅱ－活力ある地域を創る生涯学習の推進

施策	施策の柱	細施策
1 家庭・地域の教育力の向上	(1)家庭への支援	①家庭教育の充実 ②学童保育の充実
	◎(2)地域の教育力の向上	①地域ぐるみ教育のためのネットワークの整備 ②学びを支援するシステムの整備 ③社会教育関係団体への支援
2 生涯にわたる学習活動の推進	◎(1)生涯学習推進体制の確立	①生涯学習推進のための拠点施設設置 ②社会教育職員研修の充実
	(2)多様な学習機会の創設	①学習情報の提供システム整備 ②生涯学習に関する意識調査の実施 ③町内公民館講座の開設支援
	(3)社会の変化に応じた学習機会の提供	①ライフステージにおける課題の学習 ②現代的課題の学習 ③地域の教育活動を支援
	(4)人権教育の充実	①学校教育における人権教育推進事業 ②人権啓発活動の推進 ③人権教育指導者の養成 ④関係機関・団体等との連携
3 生涯学習環境の整備・充実	◎(1)身近な学習施設としての公民館の整備・充実	①公民館の設置 ②既存公民館の整備・充実
	(2)図書館サービス網の整備・充実	①図書館サービス網の充実 ②図書館資料・情報提供サービス機能の充実 ③図書館を活用した学習活動の推進
	◎(3)博物館の整備・充実	①展示機能の充実 ②郷土資料の収集・保存 ③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化 ④博物館・蔵造り資料館の整備
	(4)高等教育機関等との連携・協働の推進	①川越シティカレッジの開催 ②大学と連携した人材の育成

方向性Ⅲ－歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

施策	施策の柱	細施策
1 文化財の保存・活用と芸術文化活動の充実	(1)文化財・伝統芸能等の保存及び活用	①文化財の保護と活用 ②文化財保護意識の啓発 ③民俗文化財の保存と後継者の育成 ④重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実 ⑤指定文化財の維持管理の充実と活用事業 ⑥河越館跡地等の整備・活用
	◎(2)川越らしい文化芸術の振興	①連携・協働による新たな文化芸術の創造 ②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり ③特色ある文化芸術拠点の整備
	(3)文化芸術に触れる機会づくり	①文化芸術が身近にある環境づくり ②子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり
	(4)文化芸術活動への支援と交流の促進	①文化芸術活動への支援 ②文化芸術活動の場の整備 ③文化交流の促進

方向性Ⅳ－多文化共生と国際交流・協力の推進

施策	施策の柱	細施策
1 多文化共生と国際交流・協力の推進	(1)行政の国際化	①共生意識を醸成するための相互理解の推進 ②留学生の支援
	◎(2)国際感覚に優れた市民の育成	①人材の開発と育成 ②NGOなどの協力と連携 ③地域の国際化推進体制の整備
	(3)姉妹都市交流の更なる充実	①川越市姉妹都市交流委員会への支援強化 ②新しい地域、都市との交流創出

方向性Ⅴ－生涯スポーツの推進

施策	施策の柱	細施策
1 生涯スポーツの推進	(1)スポーツ活動の推進	①総合型地域スポーツクラブの設置・育成 ②スポーツ教室・大会等の充実
	◎(2)スポーツ環境基盤整備	①スポーツ指導者等の養成・活用 ②スポーツ施設等の整備・充実

